

就労継続支援(B型)事業 乙訓若竹苑重要事項説明書

令和2年4月1日版

本重要事項説明書は、乙訓若竹苑が行う、就労継続支援(B型)事業の利用を希望される方に対し、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の規定に基づき、事業の概要や提供するサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 設置・運営主体

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| (1) 名称 | 乙訓福祉施設事務組合 |
| (2) 所在地 | 〒617-0813 京都府長岡京市井ノ内西ノ口17-8 |
| (3) 電話番号 | 075-954-6507 (FAX 075-958-1639) |
| (4) 代表者氏名 | 管理者 安田 守 (向日市長) |
| (5) 設立年月日 | 昭和49年10月23日 |

2 乙訓若竹苑の概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 所在地 | 京都府長岡京市井ノ内西ノ口17-8 |
| (2) 電話番号 | 075-954-6501 (FAX 075-954-6588) |
| (3) メールアドレス | otsufukuwakatakeen@lake.ocn.ne.jp |
| (4) HPアドレス | http://www.otsufuku.com |
| (5) 管理責任者 | 施設長 中川 仁夫 |
| (6) 開設年月日 | 昭和58年4月1日 |
| 事業開始日 | 平成19年4月1日 |
| (7) 事業の種類 | 就労継続支援(B型)事業
(多機能型：事業所番号 2613000252) |
| (8) 事業の目的 | |

乙訓若竹苑は、利用者に対しその自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識および能力の向上を図るために必要な指導及び訓練を行います。

3 運営方針

- (1) 乙訓若竹苑は、利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めます。
- (2) 乙訓若竹苑は、地域や家族との結びつきを重視し、関係市町および指定障害福祉サービス事業を行う者、その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- (3) 乙訓若竹苑は、関係法令等を遵守し事業を実施します。

4 事業日および事業実施時間

事業日 月曜日から金曜日（国民の祝日、12月29日～1月3日までを除きます）

事業実施時間 午前9時から午後4時までとします。

5 休苑日

- 8月13日～16日のうち2日（ただし連続は4日以内）
- 12月29日から1月3日まで

※必要があり、かつやむを得ない理由があるときは、休苑もしくは支援時間を変更することがあります。

6 利用定員

34人

7 利用期間および利用回数

障害福祉サービス受給者証に記載された、支給決定の期間、支給量等に基づき、サービスを提供します。なお、提供するサービスに重要な変更がない場合、重要事項説明書による説明を省略し利用を継続するものとします。

8 通所方法

自力通所を原則としますが、身体障がい等の理由により、送迎を希望される方については、乗車定員内で送迎を実施します。送迎に係る費用については、実費

とします。

9 職員体制

次の職員を配置しています。

- ・ 施設長 1名（兼務）
- ・ 事務職員 1名（兼務）
- ・ サービス管理責任者 1名（兼務）
- ・ 国の職員配置基準（7.5：1）以上の生活支援員、職業指導員を配置
- ・ 目標工賃達成指導員を1名以上配置

10 支援内容

(1) 基本事業

- ア) 就労の機会を提供
- イ) 生産活動の機会を提供
- ウ) 就労に必要な知識および能力向上のために必要な訓練等の提供
- エ) 職場実習の実施、受入先の確保
- オ) 生活相談
- カ) 健康管理
- キ) 一定期間以上利用しない者に対する訪問支援

(2) 食事の提供

給食委員会を定期的に開催します。

(3) 工賃の支給

作業収入から必要経費を引いた金額を工賃支給要綱に従って毎月現金で支払います。

(4) 健康管理

- ア) 健康診断（嘱託医/年2回）
- イ) 保健衛生講話（嘱託医/年2回）
- ウ) 胸部X線検査（嘱託医/年1回）
- エ) 歯科検診（派遣歯科医師/年1回）
- オ) 口腔ケア（歯科衛生士/不定期）

1 1 費用およびその額

- 乙訓若竹苑が提供したサービスに対し、利用料（以下「利用者負担額」という）をお支払いください。利用者負担額は、利用者本人の所得に応じて市町が定める負担上限月額範囲内となります。利用者負担額を除く費用は、市町からサービスに係る費用（以下「サービス費用」という）として給付されます。
- 乙訓若竹苑がサービス費用を市町に請求（法定代理受領）しますが、乙訓若竹苑が、市町から法定代理受領する金額については、「利用者負担額請求書兼訓練等給付費市町請求額通知書」をご覧ください。また、市町からサービス費用を受領した後、「サービス費用に係る受領通知書」をお渡しします。
- 利用者負担上限額見込みの方で、上限額を超えた場合、関係市町に償還の手続きを行ってください。（手続きには、乙訓若竹苑が交付する領収書が必要です。）
- トライアル雇用期間および就労に関わる訓練期間中は、施設外支援として利用料をいただきます。
- 食費は、1食につき600円となります。（食事提供体制加算対象者は1食260円となります。）
- 送迎を利用される方の送迎費は、1日200円とします。
- その他、乙訓若竹苑における活動において、利用者が負担することが適当と認められるものについては、実費をいただきます。

1 2 利用者負担額のお支払い方法

- 利用者負担額は1か月毎に計算し請求しますので、請求月末日までにお支払いください。原則として、ゆうちょ銀行口座からの自動引き落としでお願いしています。
- 利用開始時に「自動払込利用申込書」を提出していただきます。引き落とし日は毎月25日です。引き落としできなかった場合は、月の末日の引き落としとなります。

1 3 給食サービスについて

- ・利用者の身体状況や嗜好に配慮した食事を提供します。
- ・食堂で落ち着いた食事が摂れるように配慮します。
- ・食事時間は正午から午後1時です。

1 4 サービス提供時における若竹苑の義務

- ・サービス管理責任者は、利用者に対するアセスメント、個別支援計画の作成、定期的なモニタリングを実施します。
- ・中毒その他の疾病、傷害等の事故が発生した場合、速やかにご家族への連絡を行うとともに、済生会京都府病院等への緊急搬送措置等を講じます。
- ・非常災害に対する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるために法定の避難誘導、その他必要な訓練を行います。

1 5 利用者の情報管理

職員は、業務上知り得た利用者の個人情報については、正当な理由無く第三者に伝達しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続し遵守します。なお、他の関連諸機関に利用者の情報を提供する際は、あらかじめ利用者（またはご家族）に同意を得るものとします。

1 6 傷害見舞金制度について（利用者本人の怪我等の場合）

活動中の思いがけない事故に備えて、お見舞い金として福祉施設対象の任意保険「まごころワイド（利用者傷害見舞金補償制度）」に加入しています。年間掛金240円をご負担いただきます。

ただし、これは事故（若竹苑内でのご自分で転倒などで怪我をされた場合等）にかかる医療費等を補償するものではありませんので、その点にご留意のうえ、各自で医療保険等に加入することを検討してください。

1 7 損害賠償について

利用者は、故意または過失により他の利用者、乙訓若竹苑の職員および来訪

者、乙訓若竹苑の設備・器具等に対して人的・物的損害を生じさせた場合に、
生じた損害について賠償する責任を負っていただくことがあります。

1 8 賠償責任保険について（利用者が他者に怪我を負わせたり、物を壊してしまった場合）

乙訓若竹苑は施設賠償責任保険に加入しておりますが、これは利用者が故意または過失により、施設の備品や第三者の財物に損害を与えた場合に補償されるものではありません。このような場合に備えて、各自で個人賠償責任保険にご加入ください。

なお、保険についてご不明な点がありましたら職員にご相談ください。

1 9 利用にあたっての留意事項

- ・無断外出、飲酒、火遊び等危険行為、暴力行為、物隠し等嫌がらせ行為は禁止します。
- ・男女交際は互いの人格を尊重し、マナーを守ってください。
- ・お金や貴重品は、各自の責任で管理して下さい。原則として苑ではお預かりいたしません。
- ・利用者同士の金銭および物品の貸し借り等は禁止いたします。
- ・故意または過失により器物を壊した場合は、同等品の返却もしくは相当額を請求することがあります。

2 0 乙訓若竹苑からの契約解除

(1) 以下につき、職員会議等を経た適切な制止や注意等の支援を重ねても従ってもらえない場合、やむを得ず契約解除することがあります。

ア) 他の利用者または職員以外の者に対し、他害行為を行った場合。

イ) 職員に対して複数回にわたる他害行為を行い、当該他害行為が常態化した場合。

ウ) 他の利用者または乙訓若竹苑の設備・器具等に対し破損行為を行い、かつ当該破損行為が常態化した場合。

エ) 窃盗等の触法行為を行い、かつ当該触法行為が常態化した場合。

オ) 無断外出行為を行い、かつ当該無断外出行為が常態化した場合。

カ) 人に危害を加えたり、設備・器具等を損傷するおそれのある危険物(カミソリ・はさみ・ライター等)を持ち込み、それらを用いて他の利用者・職員または職員以外の者もしくは乙訓若竹苑の設備・器具等に対して損害を生じさせた場合。

キ) 上記の「19 利用にあたっての留意事項」において、著しく集団生活の秩序を乱す行為があった場合。

(2) 以下のような状況になった場合、やむを得ず契約を解除することがあります。

ア) 理由なく欠席が長期にわたり、乙訓若竹苑を利用する意思がないものと見なされる場合。

イ) 心身の変化によりサービス内容に適合しなくなった場合には、計画相談事業所と相談・連携し、利用者にとってより良い生活を考えます。

2.1 虐待防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- (1) 虐待の防止に関すること
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

2.2 苦情解決体制について

【本事業所の苦情窓口】

- ・ 苦情解決責任者 中川 仁夫 (施設長)
- ・ 苦情受付担当者 上田 佳子 (施設長補佐)
- ・ 苦情受付時間 毎週月曜日から金曜日の午前9時～午後5時
- ・ 電話番号 075-954-6501
- ・ FAX番号 075-954-6588
- ・ メールアドレス otsufukuwakatakeen@lake.ocn.ne.jp

※ご意見箱を事業所の入り口に設置しています。

【だいさんしや いん第三者委員】

- ・ しょく 職 し 氏 めい 名 べんごし 弁護士 ふなき 舟木 ひろし 浩
- ・ でん 電 わ 話 ばん 番 ごう 号 075-241-2244 (ほうりつじむしょ つくし法律事務所)

* ほんじぎょうしょ 本事業所では かいけつ 解決できない くじょう 苦情や ぎゃくたいとう 虐待等の そうだん 相談は、ぎょうせいきかん 行政機関または きょうとふ 京都府 しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会に せつち 設置された うんえいてきせい 運営適正化委員会に いんかい 申し立てることができます。

【きょうとふ 京都府 しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会 うんえいてきせい 運営適正化委員会】

- ・ しょ 所 ざい 在 ち 地 〒604-0874
きょうと し なかぎょうく たけ や まちどおりからすま ひがしい し み ず ち ょ う
京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375
きょうとふ 京都府 そうごうしゃかいふくし 総合社会福祉会館 (はーとぴあ ハートピア きょうと 京都) 5階
- ・ でん 電 わ 話 ばん 番 ごう 号 075-252-2152
- ・ F A X ばん 番 ごう 号 075-212-2450
- ・ うけ 受 つけ 付 じ 時 かん 間 ごぜん 午前 8 時 45 分 から ごご 午後 5 時まで

【むこうししやう 向日市 しゃしえんか 障がい者支援課】

- ・ しょ 所 ざい 在 ち 地 〒604-0874 むこうしてらどちやうなかの 向日市寺戸町中野20
- ・ でん 電 わ 話 ばん 番 ごう 号 075-931-1111 (だい 代)

【ながおかきやうししやう 長岡京市 ふくしか 障がい福祉課】

- ・ しょ 所 ざい 在 ち 地 〒617-8501 ながおかきやうしかいでんいちやうめ 長岡京市開田一丁目1-1
- ・ でん 電 わ 話 ばん 番 ごう 号 075-951-2121 (だい 代)

【おおやまぎきやうふくしか 大山崎町福祉課】

- ・ しょ 所 ざい 在 ち 地 〒618-8501 おとくにぐんおおやまぎきやうえんみやうじなつめ 乙訓郡大山崎町円明寺夏目3
- ・ でん 電 わ 話 ばん 番 ごう 号 075-956-2101 (だい 代)

おとくにわかたけえん しゅうろうけいぞくしえん がた じぎょう ていきょう かいし さい
乙訓若竹苑は、就労継続支援（B型）事業のサービスの提供の開始に際し、
じゅうようじこうせつめいしょ もと じゅうようじこう せつめい おこな
「重要事項説明書」に基づき、重要事項の説明を行いました。

おとくにわかたけえん しゅうろうけいぞくがかり
乙訓若竹苑 就労継続係

し めい
氏 名

㊞

わたし じょうき もの じゅうようじこう せつめい う おとくにわかたけえん しゅうろうけいぞくしえん がた
私は、上記の者から重要事項の説明を受け、乙訓若竹苑での就労継続支援（B型）
じぎょう りょう どうい
事業のサービス利用に同意します。

りょうしゃ
<利用者>

じゅう しょ
住 所

し めい
氏 名

㊞

だいにん または たちあいにんとう つづきがら
<代理人または立会人等> (続柄)

じゅう しょ
住 所

し めい
氏 名

㊞

ねん がつ にち
年 月 日